

諮問（情）第 72 号

答 申

第 1 審査会の結論

北海道新幹線札幌トンネル掘削土受入候補地（山口地区）に関するオープンハウス（第 1 回及び第 2 回）における来場者の意見並びに来場者と市職員及び鉄道・運輸機構職員間のやり取りが分かる文書の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った令和 3 年 3 月 30 日付け札新推第 513 号による一部公開決定（以下「原決定」という。）により非公開とした部分のうち、以下の部分については非公開とすることが妥当であるが、その他の部分は公開すべきである。

- (1) オープンハウス概要における参加者のうち、議員秘書の氏名、元議員の氏名・肩書
- (2) オープンハウス来場者のご意見が記載された付せんにおける、記載者個人の住所及び氏名

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月 15 日付けで、諮問庁に対し、本件請求を行った。

2 原決定

諮問庁は、次のとおり、令和 3 年 3 月 30 日付け公文書一部公開決定通知書により原決定を行った。

(1) 対象公文書

- ア 北海道新幹線 手稲区山口地区受入候補地 オープンハウス概要（令和 2 年 11 月 11 日）
- イ オープンハウス（第 1 回）ご意見付せん写真
- ウ 北海道新幹線 手稲区山口地区受入候補地 オープンハウス（第 2 回）概要（令和 2 年 12 月 24 日）
- エ オープンハウス（第 2 回）ご意見付せん写真

(2) 非公開部分

- ア 概要におけるオープンハウスに参加した個人の氏名、職業及び所属が分かる部

分（以下「非公開部分 1」という。）

イ ご意見が記載された付せんにおける個人の氏名及び居住場所が分かる部分（以下「非公開部分 2」という。）

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、令和 3 年 7 月 1 日、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

原決定を取り消し、非公開部分を公開するとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

(1) 非公開部分 1 について

ア 当該部分は、一般市民の氏名、職業及び所属が記載されている部分とは考えられない。当該部分は「公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報」（条例第 7 条第 1 号ただし書ウ）に該当するものと考えられる。

イ 上記アの審査請求人の主張が認められないとしても、当該部分のうち、個人の職業及び所属の公開によって、特定の個人を識別することはできない。

ウ 「オープンハウスに参加した個人の氏名、職業及び所属」は、実際に公務員等の職務の遂行に係る情報ではないと諮問庁は主張するが、百人単位で来場した一般市民を逐一記載しているわけではないことは当該部分の黒塗りの面積からして明らかである。当該部分が一般市民に係る情報ではないとすると、公務員等の職務の遂行に係る情報に該当すると考えるほかない。

エ 上記ウの主張が認められない場合でも、「オープンハウスに参加した個人の職業及び所属」が公開されたとしても、照合する他の情報が乏しく、特定の個人を識別することはできない。また、他の情報と照合したとしても、特定の個人を識別することはできない。

オ よって、当該部分のうち少なくとも「オープンハウスに参加した個人の職業及び所属」は、条例第 7 条第 1 号本文前段に該当しない。

(2) 非公開部分 2 について

ア 当該部分は「みんなのご意見・感想コーナー」及び「ご意見掲示板」に記載されており、記載内容が衆目にさらされることを想定した上で記載されている。当該部分は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（条例第 7 条第 1 号ただし書ア）に該当する。

イ 来場者に対して「みんなのご意見・感想コーナー」及び「ご意見掲示板」が「開催日当日に限定されたもの」とは周知されていない。開催当日に限定しているのは、他でもない諮問庁自身であり、処分庁の主張は失当である。

ウ 「現段階では、どこにも公開されているものではなく、公にされている状態とは言えない」からこそ、当該部分について条例に基づく公文書公開請求をしているのであるから、このことを根拠として、当該部分を条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当するとして本件審査請求をしている「請求人の主張は当たらない」とする処分庁の主張こそが失当である。

エ 上記アからウまでの主張が認められない場合でも、居住場所（住居表示を除く。）が個人に関する情報であったとしても、照合する他の情報が乏しく、特定の個人を識別することはできない。また、他の情報と照合したとしても、特定の個人を識別することはできない。

オ よって、当該部分のうち、少なくとも「ご意見が記載された付せんにおける居住場所が分かる部分（住居表示を除く。）」は、条例第 7 条第 1 項本文前段には該当しない。

第 4 諮問庁の当初の説明要旨

1 非公開部分 1 について

(1) 審査請求人は、当該部分が記載されている部分からして、一般市民の氏名、職業及び所属が記載されている部分とは考えられず、公務員等の職務の遂行に係る情報に該当するものと主張している。しかし、当該主張は審査請求人の憶測に過ぎず、当該部分に記載されている「オープンハウスに参加した個人の氏名、職業及び所属」は、実際に公務員等の職務の遂行に係る情報ではない。

(2) 職業及び所属は個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることから、個人の職業及び所属は、条例第 7 条第 1 号本文前段に該当しないとする審査請求人の主張は失当である。

2 非公開部分 2 について

(1) 当該部分には「個人の氏名、居住場所」が記載されている。これらは、オープン

ハウスの開催当日は、「みんなのご意見・感想コーナー」及び「ご意見掲示板」に張り出され、希望すれば誰もがそれを見ることができる状況にあったが、それは開催当日に限定されたものであり、現段階ではどこにも公開されているものではなく、公にされている状態とは言えないことから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（条例第7条第1号ただし書ア）に該当するとの審査請求人の主張は当たらない。

(2) 居住場所は個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第1号本文前段の非公開情報に該当する。

第5 諮問庁による主張の一部取下げについて

当審査会において、本件審査請求の審議に当たり、諮問庁に対して、公開・非公開決定後の状況の変化を踏まえ、公開が可能となった部分がないか、あるいは非公開の主張を維持する場合には、非公開理由を具体的に補充できるか検討するよう求めたところ、諮問庁から以下の非公開部分を除き、非公開の主張を取り下げる旨の申出があった。

- (1) オープンハウス概要における参加者のうち、議員秘書の氏名・肩書、元議員の氏名・肩書
- (2) オープンハウス来場者のご意見が記載された付せんにおける、記載者個人の住所及び氏名

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、北海道新幹線手稲山口地区受入候補地におけるオープンハウスの概要及びオープンハウス参加者が記載したご意見付せんの写真である。

2 非公開情報該当性について

諮問庁から上記第5(1)及び(2)の非公開部分を除き非公開部分の主張を取り下げる旨の申出があったことから、当審査会は、その非公開情報該当性について検討する。

(1) 条例の規定について

条例第7条第1号（個人に関する情報）本文は、「個人に関する情報（中略）で特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」は公開しないことを定めたものである。ただし、「ア 法令若しくは

他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 公務員等（中略）の職務の遂行に係る情報（後略）」のいずれかに該当する情報は、本号本文で規定する非公開情報から除くこととしている。

(2) 非公開情報該当性について

ア オープンハウス概要における参加者のうち、議員秘書の氏名・肩書、元議員の氏名・肩書

当審査会において対象公文書を見分したところ、諮問庁は上記第5(1)に記載のとおり、議員秘書の氏名・肩書と元議員の氏名・肩書を非公開としていることが確認された。また、議員秘書の肩書は、当該議員秘書を雇用する議員の氏名、肩書及び所属政党で構成されていた。

(ア) 議員秘書の氏名、元議員の氏名・肩書

議員秘書の氏名、元議員の氏名・肩書は、条例第7条第1号（個人に関する情報）本文に規定する個人に関する情報で特定の個人が識別できるものに該当し、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから非公開が妥当である。

(イ) 議員秘書の肩書

議員秘書の肩書を構成する、当該議員秘書を雇用する議員の氏名、肩書及び所属政党は、当該議員としての職務遂行情報に該当するため、条例第7条第1号（個人に関する情報）において例外的に公開することを定めた同号ただし書ウ（公務員等の職務の遂行に係る情報）に該当することから公開すべきである。

イ オープンハウス来場者のご意見が記載された付せんにおける、記載者個人の住所及び氏名

諮問庁の事情聴取を踏まえると、当該付せんについては、オープンハウスの開催期間中は会場内において来場者に対して公開されていたものであるが、オープンハウスの終了後はどこにも公表をしておらず、また、今後の公表の予定もないとのことである。

したがって、付せんに記載された記載者個人の住所及び氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、条例第7条第1号（個人に関する情報）本文に規定する個人に関する情報で特定の個人が識別できるものに該当し、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから非公開が妥当である。

3 結論

以上のことに基づいて、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 9月28日	諮問書、諮問庁の一部公開決定理由説明書等を受理
令和3年 9月30日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
令和3年10月 7日	審査請求人から意見書の提出
令和4年 8月16日 (第194回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
令和4年 9月14日 (第195回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
令和4年11月 1日 (第196回審査会)	審議
令和4年11月30日	答申